

第3回市町村DX担当者会議における主な意見及び対応

No	主な意見	対応
1	ビジョン案の「6 新たにデータ連携基盤を構築する際の留意点」について、当事者が県か市町村が明確ではない。	県または市町村がデータ連携基盤を構築する際の「共通の考え方」として整理して記載している。
2	「ビジョンを随時更新していく」という文言が入っていないが、本ビジョン案で確定ということか。	本ビジョンはこれで確定とする。データ連携基盤の技術進歩や状況の変化等により、新たなビジョンを策定する必要がある場合は、その都度検討する。
3	デジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」に基づき、共同利用後の「型」について記載するべきではないか。	現在、県内市町村で構築済みのデータ連携基盤にかかる「型」については、別紙のとおり整理している。共同利用後の「型」については、今後新たにデータ連携基盤を構築する際に検討することとなる。
4	「共同利用の目的」を設定するべきではないか。	共同利用の目的は「5 データ連携基盤の共同利用の効果」と同義と考えている。
5	ビジョン案の1～7のタイトルについて、第三者的なものが多い。また、タイトルの表現に工夫の余地があるのではないか。例えば「6 新たにデータ連携基盤を構築する際の留意点」については、「留意点」との表現があるものの、「基本的な考え方」があつての留意点ではないか。	1～5については、事実を整理したもの及び用語を定義づけしたものであり、県としての意思を示しているものではないため、第三者的な表現となっている。6のタイトルについてはおっしゃるとおりであり、下記のとおり変更。7は手続きを定めたものであり、現行の表現で問題ないと考えている。 (変更前) 6 新たにデータ連携基盤を構築する際の留意点 (変更後) 6 新たにデータ連携基盤を構築する際の検討手順
6	改定のタイミングについて記載しないのか。	上記2のとおり、本ビジョンはこれで確定とする。
7	データを連携するための前提となるデータ形式の統一等を記載すべきではないか。	おっしゃるとおりであり、オープンデータの整備も考慮し、下記のとおり追記。 「なお、取り扱うデータ項目や形式等が異なる場合、データ連携基盤上で流通できない可能性があるため、共同利用する場合、データ項目や形式等の統一が必要である。」
8	5 データ連携基盤の共同利用の効果で、コストの抑制効果の数値に幅があるため、記載しない方が良いのではないか。	おっしゃるとおりであり、当該記載を削除。
9	新たなデータ連携基盤構築にあたって、開催される検討会はどのようなイメージか。	当該市町村にとって最適なデータ連携基盤のあり方を話し合う場であり、基盤構築に係る調達方法や調達先まで決定することは想定していない。

【変更なし】 和歌山県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン（案）

1 行政を取り巻く環境の変化

- 少子高齢化が進む中、限られた人や財源で、複雑かつ相互に絡み合う地域課題をいかにして解決していくのか検討するフェーズに差し掛かっている。
- これまでのように分野別に解決を図るのではなく、行政組織や企業等の垣根を越えて分野横断的にデータを連携させることによって、地域の様々な課題を複合的かつ効率的に解決し、また、新たな価値・サービスを創出することで地域の魅力を高めていく必要がある。

2 データ連携の効果

- データ管理の高度化
データの最新性の担保、データの重複や矛盾を防ぐ（正しさや整合性の担保）、情報漏洩リスクの軽減等
- データ活用の高付加価値化
複数システムの保有データを組み合わせることで価値を高める（高度な意思決定、きめ細かいサービス、高効率化等）

① サービスの連携

住民への個別サービスを連携させることで、例えば、住民へのワンストップ・サービスへの発展等が期待。

② 地域間の連携

他の地域のデータと連携・分析することで、例えば、自分たちのまちの特長を理解し、特長ある地場ビジネスの創出等が期待。
また、居住地と勤務地が異なり日々行き来している場合でも、広域でのサービスを楽しむことが可能。

③ 分野間の連携

分野の垣根を越えてデータの活用が可能となることで、例えば、行政のハザードマップや民間の道路通行実績、衛星画像、気象データ等の組み合わせで防災対策の高度化を図ることが可能。

（出典：スマートシティリファレンスアーキテクチャ 導入ガイドブック）

3 データ連携基盤の定義

- データ連携基盤とは、外部連携やオープンインターフェースを活用して複数のデータをつなぎ合わせることで、新たなデータの作成や、これを活用してサービスを提供したり、業務を行ったりすることにより、個人のニーズに最適化されたサービスの提供や業務の質の向上、効率化を実現する等の付加価値を生み出すためのデジタル基盤。
- そのうち、共同利用ビジョンの対象とするのは、分野横断的にデータを連携させることによって、地域の様々な課題を複合的かつ効率的に解決することを目指して構築する基盤とする。

（出典：新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）Q&A集）

【修正前】和歌山県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン（案）

4 県内のデータ連携基盤の現況

- 県内では別紙のとおり、有田市、白浜町、すさみ町、太地町の4市町がデジタル田園都市国家構想交付金等を活用してデータ連携基盤を構築済。
- 多くの市町村では、生活者・事業者・職員にとって、より良いデジタルサービスの提供のあり方について、検討しはじめている段階であり、データ連携基盤を活用して提供すべきサービスを見いだせていない状況。

5 データ連携基盤の共同利用の効果

- デジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」によると、データ連携基盤の共同利用の効果として、「コスト削減（割り勘効果や重複投資の回避）」、「広域でのDX化推進」、「サービスの共同利用促進」が挙げられている。
- 特に、コスト削減（割り勘効果や重複投資の回避）については、各市町村が独自で構築した場合と比較すると、インシヤルコストは1/2～1/12程度、ランニングコストは1/5～1/20程度の抑制効果がある。

6 新たにデータ連携基盤を構築する際の留意点

- データ連携基盤ありきではなく、目指すべき方向性やそれに基づく地域課題を解決するサービス（すなわち、データ連携基盤を構築して何をやりたいか）を検討するところから始める。
- 重複投資を排除し、統一性を確保するという観点から、まず県内4市町で既に構築されている基盤との共同利用の可能性を検討する。
- 検討の結果、共同利用が機能面や費用対効果の面等から困難であると判断される場合は、「デジタル地方創生サービスカタログ（※<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/>）」が推奨するデータ連携基盤を参考に、最適な基盤を選定し、他の都道府県の自治体との共同利用も含めて検討する。

7 新たなデータ連携基盤構築にあたっての手続き

- 市町村において新たにデータ連携基盤を構築するにあたっては、県、当該市町村、既にデータ連携基盤を構築している4市町及び当該4市町においてデータ連携基盤を構築している事業者の有識者を加えた検討会を開催し、共同利用を前提とした検討から始めるものとする。

【見え消し】 和歌山県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン（案）

4 県内のデータ連携基盤の現況

- ・ 県内では別紙のとおり、有田市、白浜町、すさみ町、太地町の4市町がデジタル田園都市国家構想交付金等を活用してデータ連携基盤を構築済。
- ・ 多くの市町村では、生活者・事業者・職員にとって、より良いデジタルサービスの提供のあり方について、検討しはじめている段階であり、データ連携基盤を活用して提供すべきサービスを見いだせていない状況。

5 データ連携基盤の共同利用の効果

- ・ デジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」によると、データ連携基盤の共同利用の効果として、「コスト削減（割り勘効果や重複投資の回避）」、「広域でのDX化推進」、「サービスの共同利用促進」が挙げられている。
- ・ ~~特に、コスト削減（割り勘効果や重複投資の回避）については、各市町村が独自で構築した場合と比較すると、インシヤルコストは1/2～1/12程度、ランニングコストは1/5～1/20程度の抑制効果がある。~~

6 新たにデータ連携基盤を構築する際の留意点検討手順

- ・ データ連携基盤ありきではなく、目指すべき方向性やそれに基づく地域課題を解決するサービス（すなわち、データ連携基盤を構築して何をやりたいか）を検討するところから始める。
- ・ 重複投資を排除し、統一性を確保するという観点から、まず県内**4市町市町村**で既に構築されている基盤との共同利用の可能性を検討する。
- ・ 検討の結果、共同利用が機能面や費用対効果の面等から困難であると判断される場合は、「デジタル地方創生サービスカタログ（※<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/>）」が推奨するデータ連携基盤を参考に、最適な基盤を選定し、他の都道府県の自治体との共同利用も含めて検討する。
- ・ なお、取り扱うデータ項目や形式等が異なる場合、データ連携基盤上で流通できない可能性があるため、共同利用する場合、データ項目や形式等の統一が必要である。

7 新たなデータ連携基盤構築にあたっての手続き

- ・ 市町村において新たにデータ連携基盤を構築するにあたっては、県、当該市町村、既にデータ連携基盤を構築している**4市町市町村**及び当該**4市町市町村**においてデータ連携基盤を構築している事業者の有識者を加えた検討会を開催し、共同利用を前提とした検討から始めるものとする。

【修正後】和歌山県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン（案）

4 県内のデータ連携基盤の現況

- ・ 県内では別紙のとおり、有田市、白浜町、すさみ町、太地町の4市町がデジタル田園都市国家構想交付金等を活用してデータ連携基盤を構築済。
- ・ 多くの市町村では、生活者・事業者・職員にとって、より良いデジタルサービスの提供のあり方について、検討しはじめている段階であり、データ連携基盤を活用して提供すべきサービスを見いだせていない状況。

5 データ連携基盤の共同利用の効果

- ・ デジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」によると、データ連携基盤の共同利用の効果として、「コスト削減（割り勘効果や重複投資の回避）」、「広域でのDX化推進」、「サービスの共同利用促進」が挙げられている。

6 新たにデータ連携基盤を構築する際の検討手順

- ・ データ連携基盤ありきではなく、目指すべき方向性やそれに基づく地域課題を解決するサービス（すなわち、データ連携基盤を構築して何をやりたいか）を検討するところから始める。
- ・ 重複投資を排除し、統一性を確保するという観点から、まず県内市町村で既に構築されている基盤との共同利用の可能性を検討する。
- ・ 検討の結果、共同利用が機能面や費用対効果の面等から困難であると判断される場合は、「デジタル地方創生サービスカタログ（※<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/>）」が推奨するデータ連携基盤を参考に、最適な基盤を選定し、他の都道府県の自治体との共同利用も含めて検討する。
- ・ なお、取り扱うデータ項目や形式等が異なる場合、データ連携基盤上で流通できない可能性があるため、共同利用する場合、データ項目や形式等の統一が必要である。

7 新たなデータ連携基盤構築にあたっての手続き

- ・ 市町村において新たにデータ連携基盤を構築するにあたっては、県、当該市町村、既にデータ連携基盤を構築している市町村及び当該市町村においてデータ連携基盤を構築している事業者の有識者を加えた検討会を開催し、共同利用を前提とした検討から始めるものとする。

- 4市町が運用中のデータ連携基盤の概要は以下のとおり。

	項目 (※)	有田市	白浜町	すさみ町	太地町
仕様・要件	提供サービス	子育て ・母子健康手帳	観光防災情報 マップ	イベント情報マップ	バス情報マップ
	個人認証サービス	独自	独自	独自	独自
	基盤システム	FIWARE+独自	FIWARE	FIWARE	FIWARE
	データ管理方式	外部	内部	内部	内部
	基盤間認証連携	なし	なし	なし	なし
	基盤間データ連携	なし	なし	なし	なし
	当人認証レベル	レベル1	レベル1	レベル1	レベル1
運用状況	サービス提供スキーム	自治体のみ	自治体のみ	自治体のみ	自治体のみ
	利用者の範囲	全国市町村	全国市町村	全国市町村	全国市町村
	基盤提供スキーム	自治体のみ	自治体のみ	自治体のみ	自治体のみ

(※) 項目の定義についてはデジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック Appendix」のとおり